

保育所等保育料表 算定区分

保育所種別			
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			
階層	定 義		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者		
B1	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	
B2		B1階層以外	
C1	市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	
C2		C1階層以外	
D1	所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	
D2		D1階層以外	
D3	48,600円以上57,700円未満	母子世帯等	
D4		D3階層以外	
D5	57,700円以上77,101円未満	母子世帯等	
D6		D5階層以外	
D7	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 ・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上84,400円未満	
D8		84,400円以上97,000円未満	
D9		97,000円以上122,500円未満	
D10		122,500円以上147,300円未満	
D11		147,300円以上169,000円未満	
D12		169,000円以上223,600円未満	
D13		223,600円以上301,000円未満	
D14		301,000円以上332,200円未満	
D15		332,200円以上397,000円未満	
D16		397,000円以上	

黒太枠は、D4以下の階層を示す

オレンジ太枠は、D5以下の階層を示す

赤太枠は、D8以下の階層を示す